

## 明石市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、明石市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画を策定するに当たり重要な事項について調査審議すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に定める施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査し、評価すること。
- (3) 地域の関係機関による連携及び支援の体制の構築に関すること。
- (4) その他地域の障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制づくりに関し、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療及び福祉に係る団体を代表する者
- (3) 障害者施設において障害者支援に関する事業に従事する者
- (4) 障害者団体を代表する者
- (5) ボランティア団体その他の地域福祉に携わる団体を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長の職務等)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことがで

きる。

(専門部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (平成22年2月5日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(明石市障害者施策推進協議会設置要綱の廃止)

4 明石市障害者施策推進協議会設置要綱は、廃止する。

附 則 (平成25年3月28日制定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日制定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。